

浮羽地域包括支援センター運営業務委託仕様書

令和7年度～令和11年度

うきは市 保健課

I 基本事項

1 業務名

浮羽地域包括支援センター運営業務

2 目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを目的とする施設である。今後、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの実現に向けて中心的な役割を担うものである。

「2040年問題」を見据え、市は介護予防・日常生活支援総合事業と連携した包括的支援事業を充実させるため、地域に密着した日常生活圏域（中学校区）に地域包括支援センターを設置し、その業務を委託するものである。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 施設の名称及び担当する日常生活圏域

本業務を行う拠点となる施設の名称並びに担当する日常生活圏域は、以下のとおりとする。

- ・名称 浮羽地域包括支援センター
- ・圏域名 浮羽中学校域
- ・担当校区 御幸・山春・大石・小塩・田籠・新川・妹川地区
- ・担当する日常生活圏域の概況 (令和6年3月31日現在)

日常生活圏域	総人口 (人)	高齢者人口 (65歳以上) (人)	高齢化率 (%)	後期高齢者人口 (75歳以上) (人)	高齢化率 (%)
浮羽中学校域	12,427	4,914	39.5	2,732	22.0

5 法令等の遵守

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、適切、公正、中立かつ効率的に地域包括支援センター（以下「センター」という。）業務を実施する。業務の実施に当たっては、次に掲げる法令、要綱、手引きなどを遵守すること。なお、年度途中で内容変更や改正があった場合には、最新版を使用する。

- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

- ・福岡県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例（平成 27 年福岡県広域連合条例第 1 号）
- ・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
- ・地域包括支援センター運営マニュアル 3 訂（令和 4 年 4 月）（一般財団法人長寿社会開発センター）
- ・うきは市地域包括支援センター設置要綱（平成 30 年 3 月 30 日告示第 35 号）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- ・老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ・うきは市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月 22 日 うきは市条例第 1 号）
- ・うきは市個人情報保護に関する法律施行細則（令和 5 年 4 月 1 日 うきは市規則第 24 号）
- ・うきは市会計事務規則（令和元年 6 月 28 日 うきは市規則第 15 号）

II 委託業務内容

1 業務内容

(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

- ア 第 1 号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号二（居宅要支援被保険者に係るものを除く。））
- イ 総合相談支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）
- ウ 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）
- エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）
- オ 地域ケア会議（法第 115 条の 48）
- カ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第 115 条の 46 第 7 項）
- キ 在宅医療・介護連携推進事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）
- ク 生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）
- ケ 認知症施策推進事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

なお、アからケの詳細は次のとおりとする。

ア 第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

被保険者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況に応じて対象

者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を実施する。

イ 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援を把握し、相談を受け、保健・医療・福祉の適切なサービスや関係機関につなげる等の支援を行う。

(ア) 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を把握し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へつなげるとともに継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者や医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるサポーター等、担当区域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

(イ) 在宅介護などに関する総合相談

相談内容の課題を明確にし、情報提供や関係機関及びサービス提供機関等につなぎ、必要に応じて継続支援のためのモニタリングを行う。

ウ 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

(ア) 権利擁護の観点からの支援が必要と判断された場合における適切な支援

a 対象者

総合相談支援等を行う過程において、権利擁護の観点からの支援を行うことが必要であると認められる者

b 活動内容

認知症等により判断能力の低下が見られる場合、必要に応じて日常生活自立支援事業、成年後見制度といった権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、対象者のニーズに即した適切なサービスや専門相談機関につなぎ、適切な支援を提供することにより高齢者の生活の維持を図る。

(イ) 高齢者虐待への対応

a 対象者

通報や相談により虐待を受けていると疑われる者又はその関係者

b 活動内容

虐待の事例を把握した場合は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する

支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）」等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、適切な対応を取るとともに、特に緊急の対応が必要と判断した場合は、速やかに市へ報告し、連携して対応すること。

また、虐待等により、対象者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市の担当部局に状況等を報告するとともに、措置入所の実施を求めること。

(ウ) 困難事例への対応

a 対象者

担当地域内の高齢者及びその関係者

b 活動内容

重度の障がい又は認知症のひとり暮らし高齢者、精神疾患を有する高齢者、家庭環境により意思決定が困難な高齢者、地域との関わりに問題を有する高齢者等、重層的に課題が存在している場合や、高齢者自身が支援を拒否している場合に、各専門職が相互に連携するとともに地域包括支援センター全体で対応を検討し必要な支援を行う。

(エ) 消費者被害の防止

a 対象者

担当地域内の高齢者及びその関係者

b 活動内容

訪問販売等による消費者被害を未然に防止するため、消費者生活センターや警察等と定期的な情報交換、連携を図るとともに、適宜、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員、他の関係機関の様々な職種との連携、在宅と施設との連携等、地域において多職種相互の協働により、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働のための体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

(ア) 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み

① 関係機関との連携体制構築への取り組み

② サービス担当者会議開催支援

③ 入院・退院、入所・退所時の連携

(イ) 地域の介護支援専門員に対する支援

a 対象者

担当地域内に居住する対象者を担当する介護支援専門員

b 活動内容

次に掲げる取り組みを、必要に応じ随時実施する。

- ・介護支援専門員からの個別相談対応。
- ・支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応。
- ・その他、ケアプラン作成に対する指導・助言等、介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを円滑に行うための支援。

オ 地域ケア会議

本会議は、うきは市地域ケア会議設置規則（令和2年3月27日規則第18号）に基づき実施する。

（ア）内容

担当地域内の支援対象者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、必要な支援体制に関する検討を行う。

（イ）回数

うきは市地域包括支援センターが開催する会議に毎回参加するものとする。

カ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等のさまざまな社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行うこと。

特に、医療と介護の連携に基づく地域包括ケアの構築のために、在宅医療の関係者との緊密な連携を図ること。

キ 在宅医療・介護連携推進事業

担当地域内において、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続ける事ができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための取り組みを市と連携して行う。

ク 生活支援体制整備事業

担当地域内において、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア団体、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくための取り組みを市や生活支援コーディネーターと連携して行う。

ケ 認知症施策推進事業

保健師その他これに準ずる者を認知症地域支援推進員とし、担当地域内の認知症の人に対し、その状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、福岡県認知症医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者や地域の支援機関等と連携し、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を市と連携して行う。

また、うきは市の認知症施策の推進を一体的に図っていくための取り組みを市と連携して行う。

(2) 指定介護予防支援業務（法第8条の2第16項）

指定介護予防支援の業務の実施にあたっては、法第115条の22の規定に基づき、市の指定を受けることを前提とする。

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、置かれている生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行うこと。

(3) 第1号介護予防支援事業業務（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

法第115条の45第1項第一号ニに基づき、総合事業において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(4) その他業務

ア 担当地域を越えた業務への対応

浮羽町域を越えた業務については、うきは市地域包括支援センターと連携を図りながら実施すること。

イ 各種会議への出席

各地域の民生委員児童委員協議会の会議、うきは市地域包括支援センター間の会議、地域住民、関係団体等への会議に出席を求められた際には、必要に応じて当該会議へ出席すること。

ウ 各種研修会への参加

必要に応じて、市及び他機関が開催する研修会等に参加すること。

エ その他

本業務委託契約の締結日以降、介護保険制度改正への市の対応方針の決定及び国の政令・省令等で地域包括支援センターに関する新たな業務が発布された場合等により、前述の業務以外の業務を実施する必要性が生じた場合には、別途、市と協議のうえこれを実施するものとする。

2 業務実施上の留意事項

- (1) センターの運営にあたっては、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。
- (2) 利用者の意見を十分に聞き、適切な業務の遂行を行うこと。
- (3) サービスの向上を念頭に業務に従事すること。
- (4) うきは市の高齢者福祉を担う窓口であることをふまえて、市の方針や施策に沿って業務を実施すること。
- (5) 事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるサポーター、その他の地域におけるさまざまな関係者とのネットワークを構築し連携に努めること。
- (6) うきは市高齢者保健福祉計画、うきは市地域ケア運営会議の方針に沿って業務を行うこと。
- (7) 業務の実施手順等の詳細は、別に定めるうきは市高齢者虐待対応マニュアルにより実施すること。ただし、マニュアルの変更が必要な場合は市と協議を行うものとする。

Ⅲ 設置場所及び設備等

1 浮羽地域包括支援センターの設置場所及び建物設備

(1) 設置場所

うきは市民センター2階（うきは市浮羽町朝田582番地1）

(2) 建物設備

開設に必要な設備類に関しては、原則市及び福岡県介護保険広域連合が準備するものとする。ただし、市及び福岡県介護保険広域連合が準備した設備類以外に設備類が必要な際は、受託者が用意するものとする。また、開設後のセンターの運営において、この業務を実施するのに必要な電話代、ガソリン代、車両、消耗品費、その他必要な経費は、受託者が負担することとする。

(3) 留意事項

ア 受託者は、個人情報について、厳格に取り扱うこと。パソコン等の持ち出し防止措置を講ずること。

イ 事務室内にセンター業務関係者以外の者が管理者等の許可なく立ち入ることを禁止すること。

IV 業務日及び業務時間

1 業務日及び業務時間

(1) 業務日

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは除く。）

(2) 業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 業務日以外及び業務時間以外の対応について

業務日以外及び業務時間以外であっても緊急時の相談等に対応するため、24時間対応可能な連絡体制を確保すること。また、業務日以外及び業務時間以外であっても地域住民、関係団体等への会議の出席を求められる場合がある。

V 人員配置等

1 職員体制

職員体制は各部門に、次の資格を有する専従職員を配置し、その中の1人を管理者とすること。

また、業務を効率的に遂行するため、資格を有する専従職員を配置する他に必要な職員を配置する等、必要な策を講じること。

なお、職員の資質向上のため、国・県及び職能団体等が主催する研修に職員が参加する機会を確保し人材育成に努めること。

(1) 包括的支援部門

包括的支援部門に係る専従職員は、下記アからウの資格を有する者とし、各職種については各1名以上配置すること。

ア 保健師その他これに準ずる者 1人

(ア)保健師

(イ)準ずる者として、地域ケア・地域保健等に経験のある看護師。

※看護師に准看護師は含まない。

イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(ア)社会福祉士

(イ)準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

(ア)主任介護支援専門員

(イ)準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

(2) 介護予防支援部門

ア プランナー

※必要な介護予防サービス・支援計画作成及び介護予防ケアマネジメント実施数に応じた人員を配置すること。

【参考】専門職の職員配置(介護保険法施行規則第140条の66第2号に準ずる。)

2 勤務形態

包括的支援部門の職員については、いずれの職種も常勤かつ専従で配置すること。なお、常勤換算による配置は認めない。

3 管理責任者

管理責任者(管理者)は上記(1)のいずれかの職員が兼務することができる。

4 管理責任者の責務

- (1) 管理責任者は、地域包括支援センターの全体(指定介護支援事業所を含む。)の管理をする。
- (2) 管理責任者は、年間の事業計画を定め、本委託業務を計画的に実施する。
- (3) 管理責任者は、業務の実施にあたっては、その実施状況、処遇目標及び達成状況について自ら評価を行い、今後の課題を把握し、業務の質の向上に努めること。
- (4) 管理責任者は、センター職員が法の理念、センター設置の目的を理解した上で、各々の専門性を活かして、連携、協働による業務を行うことができるように努めること。
- (5) 管理責任者は、センター職員の事務分掌を提出すること。

5 留意事項

- (1) 他の業務への兼務を認めないが、次の項目については必要に応じ兼務を認める。
包括的支援事業及び第1号介護予防支援事業を実施するために配置した職員をこれらの業務に支障のない範囲で、指定介護支援事業所に配置する職員と兼務させること。支障のない範囲とは、職員一人あたり年度ごとに5件までの担当とする。
- (2) 配置職員の変更等については、あらかじめ本市と協議し、承認を得ること。
- (3) 緊急時対応体制を整備し、あらかじめ本市に届け出ること。変更があった場合も同様とする。
- (4) 業務に必要な研修、接遇研修、人権研修、その他必要な研修を行い、センター職員の資質の向上に努めること。また、市が適切な業務実施のために行う研修及び報告書を作成し本市に提出すること。
- (5) センター職員は、業務を遂行するにあたり感染症を予防するように努めること。
- (6) センター職員が退職する場合、又は育児休業及び90日以上病気休業等を取得する場合は、すみやかに代替職員を補充すること。
- (7) 配置職員に異動がある場合は、原則1か月前までに市に報告し、異動確定後に任意の変更届出書を提出すること。

VI 個人情報の取扱い

1 守秘義務

地域包括支援センターの職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

また、各業務の実施にあたり、当該業務の実施に関する個人情報を活用する必要があるときは、あらかじめ個人情報を目的の最小限の範囲で利用することに本人の同意を得ること。また、予防給付のケアマネジメントにかかる委託先の個人情報の取扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱う旨を明記し、その保護に遺漏のないよう指導・配慮すること。

なお、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置は、別紙「うきは市特定個人情報管理規定に基づく誓約書」によるものとする。

2 法令等の遵守及び公正、中立性の確保

業務の実施にあたり、法及び関係法規を遵守するとともに、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

Ⅶ 委託料

1 業務に関する運営経費及び委託料上限額について

業務に関する運営経費は、委託料と指定介護予防事業における介護予防支援費及び第1号介護予防支援事業業務における介護予防ケアマネジメント費とする。

(1) 委託料

委託料は、Ⅱ委託業務内容 1業務内容 (1) 包括的支援事業に係る委託料とする。

委託料については、次の額を上限とし、応募法人が見積書(様式第7号)において、委託料収入として記載した額とする。

*関係法令の改正等に伴う業務内容の変更により、契約期間内に仕様書の変更を行う場合がある。

*各年度委託料限度価格：26,000千円

*提案限度価格は、消費税及び地方消費税を含む。

(2) 介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費

指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業に係る介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費については、本委託料に含まれないことから、当該業務に従事する者については、受託者が別途雇用すること。その場合の介護報酬については受託者の収入とする。

(参考：令和5年度の実績)

予防給付作成件数 61件(新規)、1,391件(継続)

*その他、委託事業所801件を担当している。

介護予防ケアマネジメントA件数 24件(新規)、695件(継続)

*その他、委託事業所193件を担当している。

2 委託料の請求

毎年度、2回に分けて委託料の請求書を提出すること。市は適正なる請求書の受理後30日以内に支払うものとする。

(1) 当該年度分の業務委託料の2分の1の額(1万円未満切捨て) 4月末日まで

(2) 当該年度分の業務委託料から(1)の額を除いた額 10月末日まで

(3) 包括的支援部門に従事する職員が、V人員配置等5(1)の件数を超過して指定介護予防支援業務を行った場合は、委託料から超過した作成件数の報酬額の差し引きを行う。作成件数が大幅に超過し相談業務に支障が生じる場合は、包括的支援部門に必要な人員配置ができていないものとする。

- (4) 仕様書に定めた包括的支援部門の職員の配置ができない場合は、委託料から人件費相当分を差し引くものとする。

VIII その他

1 業務計画及び業務報告の提出について

受託者は、次に掲げる書類を作成し、市に提出することとする。

- (1) 毎年度「業務計画書」及び「収支予算書」を当該業務前年度末までに提出する。
- (2) 「業務報告書（月次）」を業務実施月の翌月15日までに提出する。
- (3) 「業務報告書（年度）」及び「収支決算書」を業務終了後30日以内に提出する。

2 経理について

経理は、Ⅱ1(1)包括的支援事業、Ⅱ1(2)指定介護予防支援業務分・Ⅱ1(3)第1号介護予防支援事業業務分との3つに区分し、Ⅱ1(4)その他の業務は、Ⅱ1(1)包括的支援事業の経理に含んで計上すること。

また、センターに係る経理と、指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業を含む他の事業に係る経理とを明確に区分すること。

3 事故発生時の対応等について

受託者は、業務の実施に関連して事故が生じた場合は、被害を最小限に防止するため必要な措置を講ずるとともに、市に速やかに報告すること。なお、事故の発生による損害に係る一切の責任は全て受託者が負うものとする。

4 契約の解除

市は、受託者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しないと認められる場合や、公正、中立に業務を実施していない場合など、不適切な事業の運営を認めた場合には、書面により改善の勧告を行う。

なお、市の勧告にも関わらず十分な改善が見られない場合には、福岡県介護保険広域連合運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。これにより、市に損害が生じた場合は、受託者はその費用を負担するものとする。

5 その他

本仕様書に定めのない事項については、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号、一部改正：平成30年5月10日)を参照し、疑義が生じた場合は、市と受託者が双方協議のうえ決定するものとする。